

介護予防支援・第1号介護予防支援重要事項説明書 別紙

利用料金について

(令和8年6月1日現在)

1 利用料

要支援認定等を受けられた方の介護予防サービス計画等（ケアプラン）の作成料は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業所に支払われない場合、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、市の窓口へ提出しますと全額払い戻しを受けられます。

(1) 介護予防サービスの提供開始以降、1ヶ月あたりにかかる金額

・介護予防支援等利用料

基本報酬 4, 884円

基本報酬（虐待防止措置未実施減算の場合） 4, 839円

(2) 新規に介護予防サービス計画等を作成した場合1ヶ月のみ加算される金額

・初回加算 3, 315円

（ただし、初回のみ介護予防ケアマネジメント利用の場合は加算対象外）

(3) 指定居宅介護支援事業所と連携した場合に加算される金額

・委託連携加算 3, 315円

(4) 介護職員等処遇改善加算

・職員の賃金向上や職場環境の改善を目的とした加算です。

・1ヶ月の総単位数の2.1%に、地域単価を乗じた金額が上乗せされます。

2 交通費

重要事項説明書2の(2)に記載するサービス提供地域は無料です。それ以外は職員がお伺いするための交通費について別途相談させていただきます。

3 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、料金は一切かかりません。

4 その他

支払いが発生する場合月ごとの精算とし、毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、30日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

重要事項説明書別紙 利用料金の説明年月日	令和 年 月 日
----------------------	----------

(事業者)

所在地 東京都三鷹市牟礼六丁目12番30号

事業所名 三鷹市井の頭地域包括支援センター

代表者名 社会福祉法人 三鷹市社会福祉事業団
理事長 土屋 宏

私は、事業所より裏面の利用料金について説明を受け、同意しました。

利用者	住所	
	氏名	
<input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> 立会人	利用者との関係・続柄	
	住所	
	氏名	